

《農業者老齢年金のみ受給されている皆様へ重要なお知らせ》

来年度（令和9年度）から、一部の方は

「農業者年金受給権者現況届」のご提出が不要となります

1. 来年度以降の農業者年金受給権者現況届の省略について

来年度から、農業者老齢年金のみ受給中の方で、農業者年金基金において現況確認ができた方には、農業者年金受給権者現況届（以下「現況届」といいます。）は同封されず、農業委員会へ現況届を提出する手続きが、不要となります。

2. 来年度以降の現況確認方法について

来年度以降はマイナンバーを活用して住民基本台帳ネットワークシステム（以下「住基ネット」といいます。）より取得する情報で、現況（生存）の確認を行います。

ただし、農業者老齢年金のみ受給中の方であっても、マイナンバー未収録などの理由により住基ネットによる現況確認ができなかった場合は、これまでと同様、来年度以降についても現況届が同封され、期限までに提出が必要となりますので、ご了承ください。

3. 経営移譲年金又は特定付加年金を受給されている方について

経営移譲年金又は特例付加年金を受給されている方は、農業経営や農地等の状況を確認する必要があるため、これまでと同様、現況届が同封され、期限までの提出が必要となります。

4. 今年度（令和8年度）の現況届について

今年度は全ての受給者様について、これまでと同様、同封の現況届を、お住まいの住所地にある市区町村役所（場）内の農業委員会に提出する必要があります。（期限までにご提出いただけない場合、年金の受給が遅れる又は受給できなくなることもありますので、ご注意ください。）

【お問い合わせ先】

独立行政法人農業者年金基金

専門相談員 TEL:03-5919-0371

業務部給付課 TEL:03-5919-0337